

官民推進チーム(チーム 2.07) 設置要綱

(名称)

第1条 本会議体は、官民推進チーム(チーム 2.07)(以下「推進チーム」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進チームは、社会の多様な主体と連携し、子供、子育てを最優先とする「チルドレンファースト」の社会の実現を目指す。この「チルドレンファースト」の社会の実現のため、社会のマインドチェンジを促す取組である「こどもスマイルムーブメント」において、推進チームは具体的提案や取組を含む幅広い議論を行うことを目的とし、設立する。

(所掌事項)

第3条 推進チームは、次に掲げる事項について、協議する。

- (1) こどもスマイルムーブメントの方向性
- (2) 子供の目線を大切にしたい取組の企画、検討
- (3) その他、こどもスマイルムーブメントの推進に関する事

(組織)

第4条 推進チームは、以下のとおり構成され、別紙の構成員を持って組織する。

- (1) コア・メンバー
- (2) 戦略的パートナー
- (3) ワーキンググループ・メンバー

(推進チーム)

第5条 推進チームはコア・メンバー、戦略的パートナー、ワーキンググループ・メンバーが一体となった会議体であり、こどもスマイルムーブメントの戦略的展開等についての議論するものである。

2 推進チームは、官民推進チーム(チーム 2.07)事務局が招集する。

3 推進チームは、官民推進チーム(チーム 2.07)事務局が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

4 推進チームにおける各会議は原則非公開とする。ただし、議事概要は、原則として公開する。

(コア・メンバー)

第6条 コア・メンバーは、こどもスマイルムーブメントの総合調整を担うものである。

2 招集等については第5条の2から4の規定を準用する。

(戦略的パートナー)

第7条 戦略的パートナーは、こどもスマイルムーブメントについて、意見・助言を行うものである。

2 招集等については第5条の2から4の規定を準用する。

(ワーキンググループ・メンバー)

第8条 ワーキンググループのメンバーは、こどもスマイルムーブメントに関する具体的取組の企画、検討等を行うものである。

2 招集等については第5条の2から4の規定を準用する。

(事務局)

第9条 推進チームの庶務は、東京都子供政策連携室子供政策連携推進部事業推進課及び同課が委託する事業者において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進チームの運営に必要な事項は推進チーム事務局が別に定める。

附 則 (3政計計第295号)

この要綱は、令和3年10月25日から施行する。

附 則 (4子子事第5号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

官民推進チーム（チーム 2.07）構成員一覧

令和4年6月1日現在

コア・メンバー (有識者)	池本 美香（株式会社日本総合研究所調査部上席主任研究員）
	宇野 雄（東京都デジタルサービスフェロー、note 株式会社 CDO）
	田中 里沙（事業構想大学院大学学長、株式会社宣伝会議取締役 メディア・情報統括）
	羽生 祥子（日経 BP 編集委員、日経 xwoman 創刊編集長）
	松田 恵示（東京学芸大学副学長）
コア・メンバー (団体)	東京都子供政策連携室
	業務受託者（デロイト トーマツ コンサルティング合同会社）
戦略的パートナー (団体)	東京商工会議所
	一般社団法人日本経済団体連合会
ワーキンググループ ・メンバー (団体)	アクトインディ株式会社
	株式会社コドモン
	株式会社 biima
	特定非営利活動法人放課後 NPO アフタースクール
	マンガデザイナーズラボ株式会社

(敬称略、有識者・団体別五十音順)